

お礼品の登録手続き

春日井市では、ふるさと納税のお礼品を提供していただける事業者を募集しています。

今や多くの人が行っているふるさと納税。本市にも毎年、全国から多くの寄附が寄せられています。ふるさと納税により寄附をしてくださった方へのお礼として、食品や日用品から工業製品に至るまで様々な特産品等を贈呈しています。

本市では、こうしたお礼品を通じて「春日井産」を全国にPRするため「Made in 春日井」の特産品を探しています。

自社製品をPRする機会として、また新たな販路獲得の機会として、ぜひふるさと納税のお礼品として出品してください。

登録を希望される事業者は、このパンフレットをお読みいただき、登録申請書を提出してください。

1 ふるさと納税とは

- ふるさと納税は、生まれ故郷や応援したい自治体に寄附ができる制度です。
- 寄附金のうち2,000円を超える部分については所得税や住民税の控除が受けられます。
(所得状況による上限あり)
- 自分が居住する自治体以外に寄附をした場合、寄附額の30%以内のお礼品を受け取ることができます。

2 お礼品を出品する事業者のメリット

ふるさと納税への参入は、事業者に次のようなメリットがあります。

- お礼品の代金や送料、決済手数料は春日井市が支払うため、費用をかけずに販売できます。
- 春日井市は7つのふるさと納税ポータルサイトを利用しており、主要なサイトを網羅しています。
- ふるさと納税は、そのほとんどがポータルサイト経由。全国が商圈になり、全国市場規模9,600億円(令和4年度実績)のふるさと納税に参入すれば、販路拡大が期待できます。
- お礼品の発送時に事業者の商品パンフレット等を同封することができます。

3 お礼品贈呈のしくみ

- 春日井市に寄附(ふるさと納税)していただいた方にお礼品をお送りします。
- お礼品の代金及び送料は、市から事業者にお支払いします。



4 登録までの流れ

必要書類を市に提出し、審査後に契約を締結します。



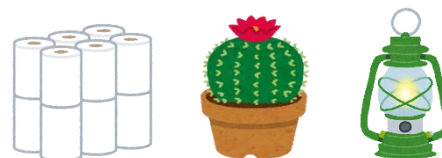
5 登録できる事業者

次のすべてを満たす方が対象です。

- 春日井市内に本店又は支店を有する法人・個人事業者その他市長が適当と認めるもの
- 市税等の滞納がない(個人事業者の場合は、本人の個人市・県民税など市税等の滞納がない)
- 春日井市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない

6 お礼品の種類と条件

(1) 物品（飲食物、工芸品、雑貨、日用品など）



〔条件〕

- 市内で製造・採取・栽培・主要な加工をしている物品又は市をPRするためのオリジナル製品である。
- 常に安定供給できる。（在庫の確保を強制するものではありません。）
- 原則、全国各地（離島含む）に発送が可能である。
- 市からのお礼品送付依頼後速やかに寄附者にお礼品を発送できる。
- 品質及び機能が寄附者の期待に十分応えることができる。
- 量目が表示内容と一致している。
- 飲食物の場合は、原則、寄附者に到着してから5日程度の賞味期限が保証されている。

■季節限定

正月やクリスマス、春季・秋季など、特定のシーズン（6か月以内）のみにお礼品を出品することもできます。

■数量限定

「1か月10個まで」や「50個限定」など、一定の数量を限定したお礼品を出品することもできます。

■定期便

1か月に1回以上の頻度で定期的にお礼品を送ることができる仕組みです。1回の寄附について最長で12か月のコース設定ができます。

(2) サービス等（食事会プラン、宿泊プラン、生活関連サービスなど）

〔条件〕

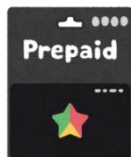
- 宿泊・観光など、春日井市の魅力を発信、体感できるものである。
- 利用券やチケットなど、転売の可能性のあるものについては、利用者が限定できるような対策を講じている。
- 常に安定したサービス等が提供できる。



重要

次にあてはまるものは、お礼品として認められません。

ア 金銭類似性の高いもの



プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金など

イ 価格が100,000円以上のもの



ウ 法令に違反しているもの



食品衛生法、不当景品類及び不当表示防止法、計量法等その他法令に定める規定に違反しているもの。

エ 社会通念上公金で賄うことがふさわしくないもの

- ・射幸心をあおるもの
- ・人に危害を加える恐れがあるもの
- ・宗教的又は政治的な意図又は目的があるものなど

7 登録できる件数

区分	通年で扱うもの	季節限定	定期便
件数	10品目まで	10品目まで	5品目まで

※ 色又はサイズが異なるお礼品は、1品目として取り扱います。

8 お礼品代の設定

お礼品代には、梱包材料費と消費税を含んでください。

品物代金が実売価格より高額とならない範囲で金額を設定してください。

$$\text{お礼品代} = \text{品物代金} + \text{梱包材料費} + \text{消費税}$$

— 実売価格以下

9 送料の設定

お礼品の送料について、次のいずれかから選択してください。

なお、いずれの場合も、送料を算出・設定した根拠資料を提出してください。

(1) 送料一律設定

各事業者等で全国一律の送料を算出・設定する方法です。全国各地(離島含む)どこに送付した場合も同一金額とします。

(2) 送料実費設定

送料を実費として設定する方法です。お礼品代の請求時に送料が確認できる書類を提出していただきます。

送料 . . . 全国一律 or 実費

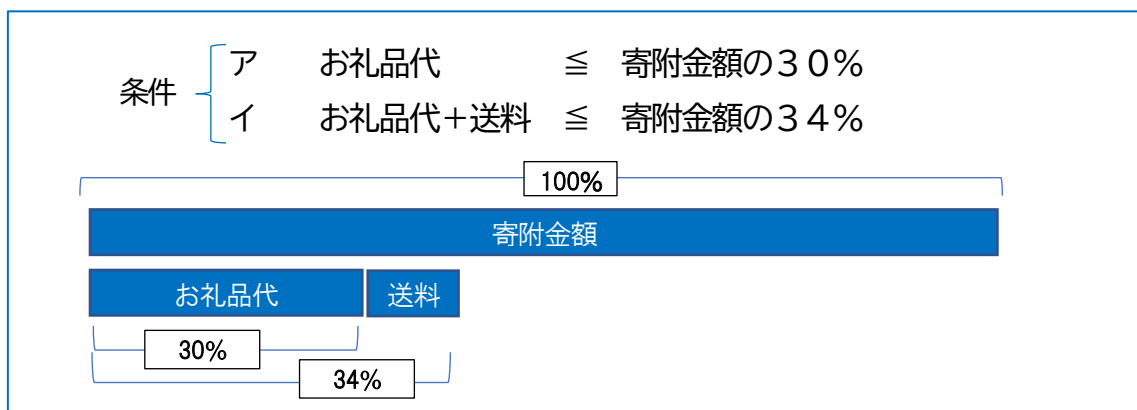
10 寄附金額区分の設定

(1) 次の条件を満たすようにお礼品代に対する寄附金額区分を設定します。

ア お礼品代(梱包材料費・消費税含む。以下同じ。)が寄附金額の30%以下となること。

イ お礼品代に送料を加算した金額が、寄附金額の34%以下となること。

※ 送料実費設定を選択した場合は、当該お礼品を九州(福岡県)まで送付した場合の送料を基準として計算します。



(2) 寄附金額区分は、1,000円単位(1,000円未満切り上げ)で設定します。

11 謝礼金

お礼品代に送料を加算した金額を謝礼金としてお支払いします。

$$\text{謝礼金} = \text{お礼品代} + \text{送料}$$

【参考】寄附金額区分とお礼品代・送料の考え方

寄附金額区分	お礼品代(上限30%)	お礼品代+送料(上限34%)
10,000円	3,000円	3,400円
12,000円	3,600円	4,080円
15,000円	4,500円	5,100円
20,000円	6,000円	6,800円
⋮	⋮	⋮
335,000円	99,999円	113,900円

【例】お礼品代:3,000円、送料:1,000円の場合 … 寄附金区分:12,000円

12 申請・審査・登録決定・契約締結

(1) 申請手続き

ア 初めてお礼品を登録する場合 → ①～⑧を提出してください。

イ お礼品を追加する場合 → ①～⑥を提出してください。

① ア 春日井市ふるさと納税お礼品登録申請書 イ 春日井市ふるさと納税お礼品登録変更申請書	申込者欄に、住所・事業者名・代表者役職・氏名を記入
② 明細書	品名、お礼品代、送料、アレルギー表示、賞味期限等を記入
③ お礼品の写真	<ul style="list-style-type: none"> 写真(上限6枚)はJPEG形式、1枚につき3MBまでとすること。 写真データの名称は「〇〇〇〇(お礼品名)1枚目(メイン)」、「〇〇〇〇(お礼品名)2枚目」等とし、メインとなる写真がわかるようにすること。
④ 市内において製造し、又は加工した物品は、その工程が分かる資料	様式は任意
⑤ 実売価格(希望小売価格)が確認できるパンフレット等	パンフレット、カタログ等
⑥ 送料の算出根拠となる資料	送料一律設定の場合は、一律料金の算出根拠資料 送料実費設定の場合は、契約運賃表等

⑦ 市税等の滞納がないことの証明書(写しで可)	<ul style="list-style-type: none"> ・課税されている市区町村の税担当窓口で取得できます。 ・交付から3か月以内の証明書(又は写し)を提出してください。
⑧ 申込人情報	<p>役員が、春日井市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないことを確認するための書類です。</p>

(2) 申請方法

次のいずれかの方法で提出してください。

ア メール

※ 書類データをメールに添付して送信してください。ただし、5MB以上のデータを送信する場合は、ファイル転送システム等を利用してください。

イ 郵送

ウ 窓口に持参

(3) ⑧申込人情報について

提出していただく申込人情報をもとに、市から警察署に照会します。

(4) 提出いただいた書類をもとに内容等を審査し、基準に適合する場合は、登録を決定します。

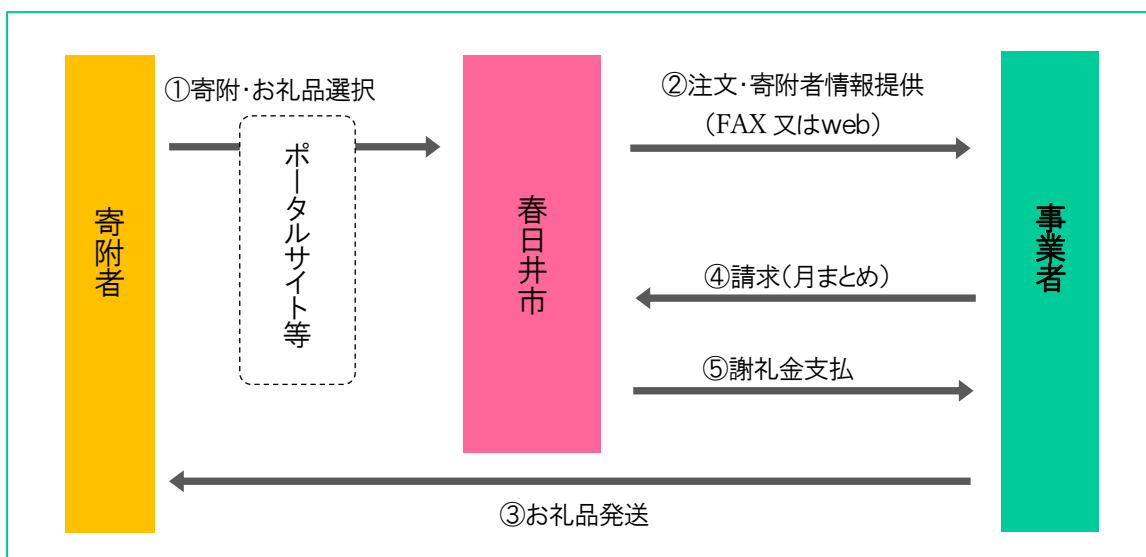
(5) 登録の決定を受けた事業者は、市と「ふるさと納税お礼品提供に関する契約」を締結していただきます。

13 お礼品の送付に関する事務

市からの発注に基づき、寄附者にお礼品を送付してください。

【手順】

- ① 寄附者からのお礼品の注文情報を、市から事業者へFAX又はwebで送付します。
- ② 事業者は、受注後14日以内に寄附者が指定する送付先へお礼品を発送してください。
- ③ 請求は月末締めとし、1か月分をまとめて翌月末日までに市に請求してください。



14 その他

(1) お礼品のき損等への対応

お礼品の提供に係る事故又は紛争が発生したときは、お礼品を発送した事業者の責任と負担で、誠意ある対応をお願いします。また、事故の内容、対応状況等を速やかに市へ報告してください。

(2) お礼品の発送に係る費用

発送したお礼品について、再度、物品を発送することになったときは、その再送に係る費用は事業者が負担することとします。また、生鮮食品等で、再送にあたりお礼品を新たに用意する必要が生じたときは、再送に係るお礼品代についても事業者が負担することとします。

ただし、事業者の責めに帰すことができない理由(寄附者の不在等)による場合は、市が負担します。

事業者は、受取人に対してお礼品の発送や到着予定日を連絡するなど、お礼品の再送とにならないよう努めてください。

(3) お礼品の内容変更

登録したお礼品について、その内容を変更するときは、別途手続きが必要です。

(4) 報告又は届出

次のいずれかに該当するときは、速やかに市に報告、又は届け出てください。

ア お礼品の発送に遅延が生じることが見込まれるとき(電話又はメールにて報告)

イ お礼品の再送が見込まれるとき又は生じたとき(電話又はメールにて報告)

ウ お礼品の品質又は発送等に係る事故又は紛争が生じたとき(電話又はメールにて報告)

エ お礼品の提供を辞退しようとするとき

(所定様式「春日井市ふるさと納税お礼品辞退届」にて届け出)

(5) 個人情報の保護

この事業による業務を遂行するにあたり、個人情報の取扱いについては春日井市個人情報保護条例及び関係法令を遵守してください。また、寄附者の個人情報は、お礼品の送付以外の目的に使用することはできません。

〔提出・問い合わせ先〕

春日井市 産業部 経済振興課 商工労政担当

〒486-8686 春日井市鳥居松町5丁目44番地

TEL 0568-85-6335 E-mail keizai@city.kasugai.lg.jp